

## 三木町告示第 187 号

三木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 10 日

三木町長

## 三木町条例第 14 号

三木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三木町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「(法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項)」を加え、同項第 3 号中「当該家庭的保育事業者等」を「当該家庭的保育事業者等（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」に改め、同条第 7 項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第 27 条中「小規模保育事業 B 型」を「小規模保育事業 B 型（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に、「小規模保育事業 C 型」を「小規模保育事業 C 型（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

第 29 条第 2 項第 3 号中「第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、同条第 3 項中「准看護師」を「准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」」を削る。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第 44 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 47 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 48 条中「第 48 条において準用する」及び「と、同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 48 条において準用する第 28 条第 5 号」を削る。

附則第 9 条中「法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 29 条第 3 項若しくは第 44 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 44 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「保育士の数（前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算出されるものをいう。）」を「前 2 条の規定の適用がないものとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、令和8年9月30日とする。